

2027年4月1日付更新以降の日本専門医機構臨床検査専門医更新基準のポイント

- 改訂更新基準が適用されるのは、20270401付更新以降の専門医です。2026年1月1日付更新までは現行の基準が適用されます。なお、2027年から認定期間の開始日が4月1日に変更されます。
- 新たな要件として更新用の簡単な試験が導入されます。これは更新までの5年間に新たに加わった検査や検査の解釈のうち、専門医として知っておくべき事項につき、繰り返し受験可の簡単なMCQ形式の試験を行います。e-learningシステムによるものを予定していますが詳細は未定です。試験には更新日以前の決められた期間内に合格する必要があります。
- 共通講習の必須項目が8項目になりました。新しく認定された専門医以外（学会専門医からの移行を含む）の方は受講が必須となります。新しく認定された専門医の方は、必修講習Bの5項目については、後述する「多様な地域における診療実績」が認定された場合は免除されます。必修項目Bにつきましては学会側でも講習を準備するよう努めますが、準備できないものは日本専門医機構等の教材での受講いただくこととなります。
- 新しく認定された専門医には、「多様な地域における1年間の診療実績」が新たに要件として加わりました。その意味するところは改訂基準を熟読してください。臨床検査領域では、この診療を、「臨床検査専門医が10人に満たない都道府県でかつ大学病院以外で勤務した場合」と定義しています。この実績を満たすことは現実的に困難なことが予想されます。その場合はベテランの専門医と同様に必修講習Bを受講してください。
- 他は文言の訂正などが主で、大きな変更ではありません。不明な点がありましたらお尋ねください。